

富士山環境保全活動応援金交付要綱

第1 趣旨

ふじさんネットワーク会長（以下「会長」という。）は、富士山憲章（以下「憲章」という。）の周知定着及び自主的な富士山の環境保全活動の推進を図るため、ふじさんネットワーク正会員（以下「正会員」という。）に対して、予算の範囲内において応援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 応援金の交付対象者

応援金の交付の対象となる者は、国や地方公共団体を除いた正会員のうち、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する活動を交付申請する年度内に、実施または計画した者
 - ア 憲章の普及啓発と環境保全意識の啓発に資する活動（講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等）
 - イ 富士山環境保全を目的に行う活動（自然保護活動、自然復元活動、清掃活動等）
 - ウ 富士登山に係る安全対策の活動（適切な登山装備の紹介、登山における傷病防止方法の紹介等啓発活動、富士山麓の登山道の修復）
 - エ 富士山麓の外来植物対策
 - オ 富士山麓の動植物の生態調査
 - カ 富士山麓での動物侵入防止柵設置、補修
 - キ その他、会長が認める活動
- (2) (1)の実施について、法的許認可や関係者の了解の見込みが得られていること。

第3 応援金の金額

1正会員あたり3万円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 書類の提出

応援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に示す書類を会長に提出するものとする。

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ その他会長が必要と認める書類

(2) 申請期間

別に定める日

第5 交付決定の手続等

- (1) 会長は、交付申請書等が提出されたときは、内容の審査を行い、応援金の交付決定又は不交付の決定を行う。
- (2) 会長は、応援金の交付決定をしたときは、応援金の交付決定の通知書（様式第3号）により、応援金の不交付の決定をしたときは、応援金の交付決定を行わない旨の通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。
- (3) 会長は、交付申請書及び応援金を口座振替で受領する申し出を記載した誓約書（様式第2号）により、申請者の口座振替の意向を確認する。

第6 交付決定の取消し

会長は、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請書（様式第1号）の内容が事実と異なること。
- (2) 誓約書（様式第2号）で誓約した内容が守られていないこと。

第7 返還

応援金の交付の決定を取り消された者は、すでに応援金が交付されているときは、応援金を返還しなければならない。

第8 加算金及び延滞金

- (1) 第6の規定により応援金の交付の決定を取り消された者は、応援金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 第6の規定により応援金の交付の決定を取り消された者は、応援金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第6の規定により応援金の交付の決定を取り消された者の納付した金額が、返還の請求を受けた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還の請求を受けた応援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 会長は、(1)又は(2)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、第6の規定により応援金の交付の決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から適用する。